

令和6年度

市税概要



住みつづけたいまち
子育てしたいまち さかど



坂戸市



目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和6年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16
	(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17

(12)	新增築分家屋棟数の推移	17
(13)	減少分家屋棟数の推移	17
(14)	国有資産等所在市町村交付金	18
(15)	固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4.	諸税	19
(1)	軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2)	軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3)	軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4)	市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5.	徴収	25
(1)	年度別市税決算額	26
(2)	各税目の調定額及び収入済額の推移	27
(3)	一般会計歳入総額と市税収入額の推移	28
(4)	市税調定額及び徴収率等一覧表	29
(5)	国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	30
(6)	口座振替利用状況	31
(7)	コンビニ収納状況	32
(8)	年度別差押財産状況の内訳	32
(9)	督促状発付状況	33
6.	その他	35
	市税の税率及び納期等の一覧表	36～39

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(令和6年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副課長	課長補佐	係長	係	計	事務分掌	
総務部	課税課		1		2			3	課の総括	
		税制係				1	2	3	1 法人市民税の申告に関する事 2 軽自動車税の賦課に関する事 3 市たばこ税の申告に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税の賦課に関する事 7 国有資産等所在市町村交付金に関する事 8 家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 9 税の諸証明書の発行に関する事	
		市民税係				1	9	10		
		土地係				(1)	3	3		
		家屋係				2	4	6		
	計	1		2	4	18	25			
	納税課			1					1	課の総括
		管理係					1	4	5	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事 10 介護保険料の収納に関する事 11 後期高齢者医療保険料の収納に関する事
		徴収係				1	5	6		
		特別整理係				1	3	4		
	計	1			3	12	16			
	総計		2		2	7	30	41		

※ 括弧書きは、課長補佐が兼務

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

区分		年				
		2	3	4	5	6
人口	男	50,610	50,322	49,875	49,844	49,652
	女	50,393	50,290	50,117	49,919	49,875
	計	101,003	100,612	99,992	99,763	99,527
世帯数		46,307	46,735	46,898	47,507	48,015

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

区分		年度					
		2	3	4	5	6	
個人	均等割+所得割	47,446	47,471	47,706	47,937	45,331	
	均等割のみ	4,604	4,478	4,561	4,584	7,856	
	計	52,050	51,949	52,267	52,521	53,187	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	14	16	16	15	16
		第8号	2	3	2	2	2
		第7号	100	105	102	101	103
		第6号	16	14	15	17	14
		第5号	75	77	79	78	80
		第4号	26	26	25	23	23
		第3号	278	277	267	264	261
		第2号	9	10	10	10	11
		第1号	1,684	1,696	1,714	1,772	1,833
		計	2,204	2,224	2,230	2,282	2,343

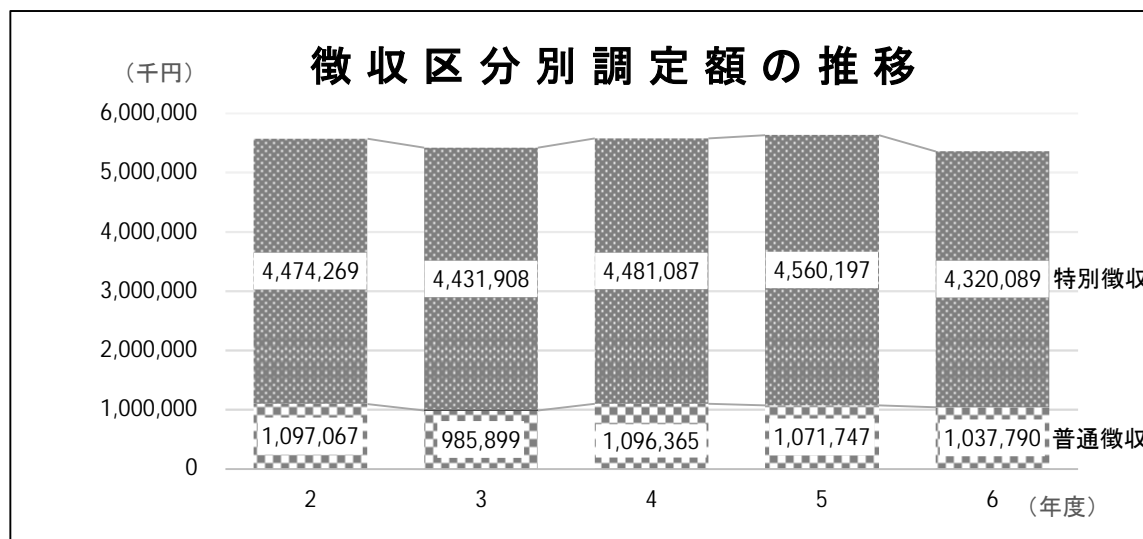
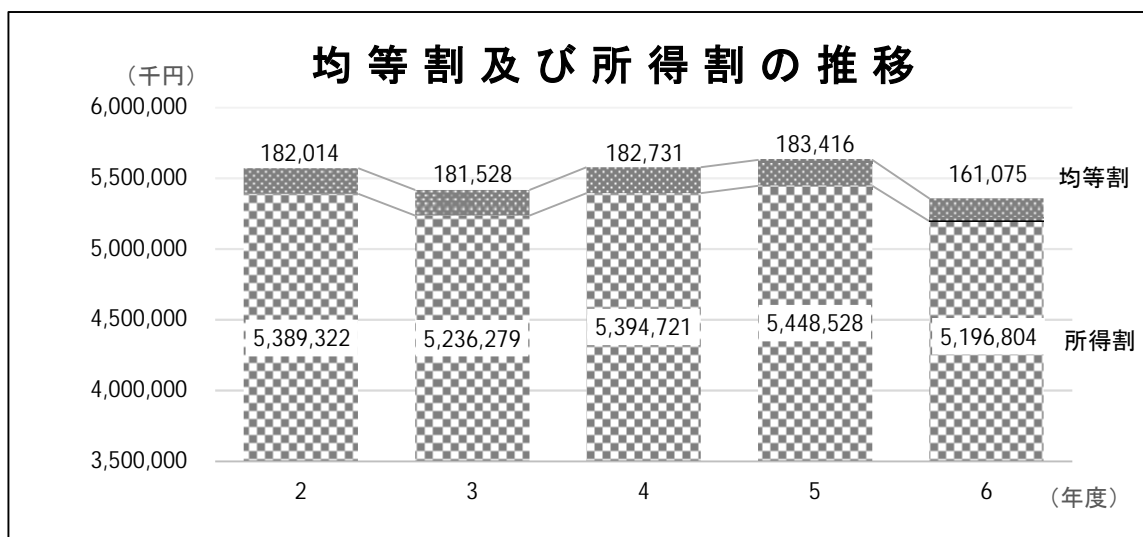
※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度		2	3	4	5	6
区分						
普通徴収	均等割	37,364	34,345	35,142	35,288	30,442
	所得割	1,059,703	951,554	1,061,223	1,036,459	1,007,348
	小計	1,097,067	985,899	1,096,365	1,071,747	1,037,790
特別徴収	均等割	144,650	147,183	147,589	148,128	130,633
	所得割	4,329,619	4,284,725	4,333,498	4,412,069	4,189,456
	小計	4,474,269	4,431,908	4,481,087	4,560,197	4,320,089
調定額	均等割	182,014	181,528	182,731	183,416	161,075
	所得割	5,389,322	5,236,279	5,394,721	5,448,528	5,196,804
	合計	5,571,336	5,417,807	5,577,452	5,631,944	5,357,879

※ この表の額は、各年度の7月1日現在における当該年度に収入予定の個人市民税の額です（前年度に課税し、納期が当該年度のものを含み、滞納繰越分を除く。）。



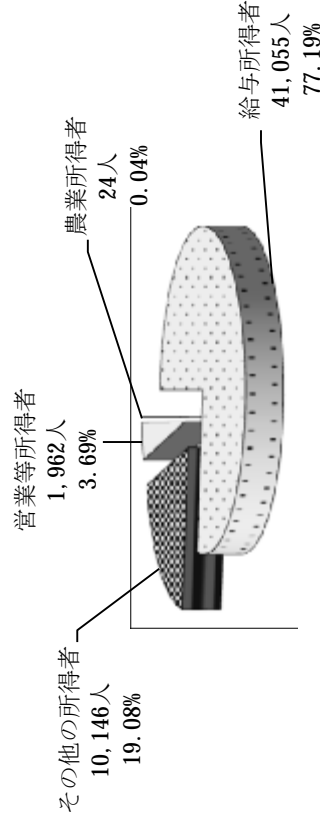
(4) 令和6年度 個人市民税賦課状況

(令和6年7月1日現在)

区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)		
給与所得者	4,259	12,777	36,796	110,388	4,390,438	41,055	4,513,603	83.79
営業等所得者	376	1,128	1,586	4,758	244,177	1,962	250,063	4.64
農業所得者	12	36	12	36	818	24	890	0.02
その他の所得者	3,209	9,627	6,937	20,811	591,860	10,146	622,298	11.55
計	7,856	23,568	45,331	135,993	5,227,293	53,187	5,386,854	100.00

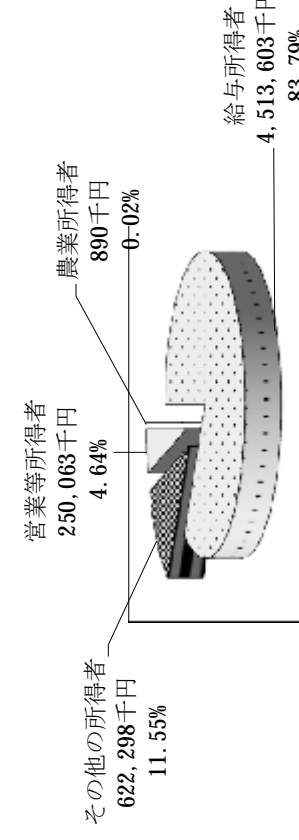
※ この表の額は、令和6年7月1日現在において課税した令和6年度の個人市民税の額（納期が翌年度のものを含む。）であり、5ページの(3) 個人市民税調定額の推移の令和6年度の額とは一致しません。

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 53,187人

・所得別個人市民税額の構成比



個人市民税総額 5,386,854千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和6年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区 分					
	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
10万円以下	0	0	0	0	100	100
10万円を超え 100万円以下	9,486	459	5	4,163	124	14,237
100万円を超え 200万円以下	11,464	395	4	1,594	141	13,598
200万円を超え 300万円以下	7,318	265	1	340	111	8,035
300万円を超え 400万円以下	3,859	157	2	124	81	4,223
400万円を超え 550万円以下	2,533	122	0	108	62	2,825
550万円を超え 700万円以下	799	64	0	51	24	938
700万円を超え 1千万円以下	558	47	0	61	34	700
1千万円を超え 2千万円以下	372	44	0	65	36	517
2千万円を超え 5千万円以下	101	12	0	10	14	137
5千万円を超え 1億円以下	12	1	0	2	4	19
1億円超	2	0	0	0	0	2
合計	36,504	1,566	12	6,518	731	45,331

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれていません。

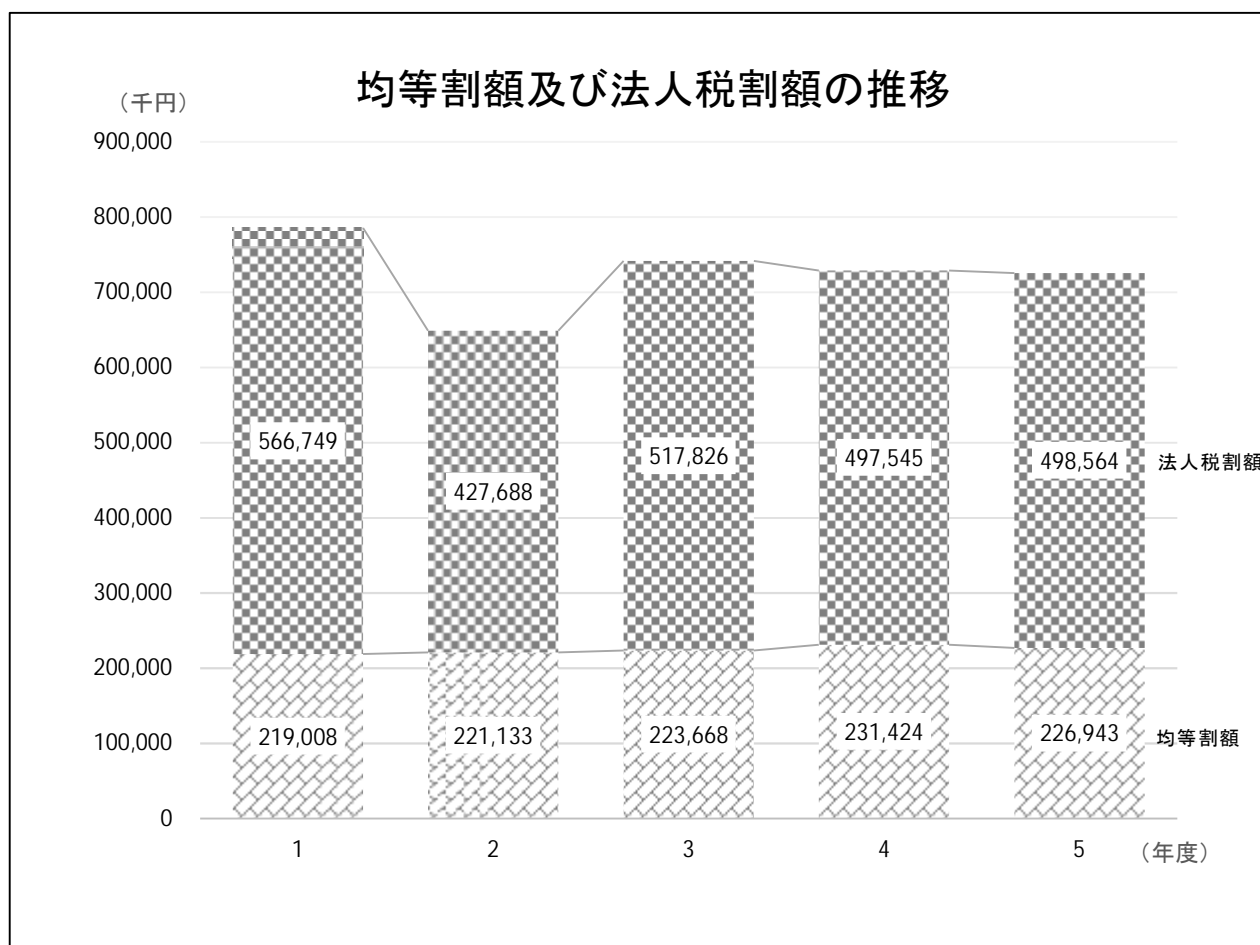
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	1	2	3	4	5
均等割	法人数 (社)		2,118	2,118	2,160	2,196	2,220
	調定額 (千円)		219,008	221,133	223,668	231,424	226,943
法人税割	法人数 (社)		838	868	901	939	937
	調定額 (千円)		566,749	427,688	517,826	497,545	498,564
合計調定額 (千円)			785,757	648,821	741,494	728,969	725,507
合計税額の対前年比 (%)			97.1	82.6	114.3	98.3	99.5

※ 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

※ 法人税割法人数は、集計年度内に提出された申告のうち、法人税割が課税されている法人数です。



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

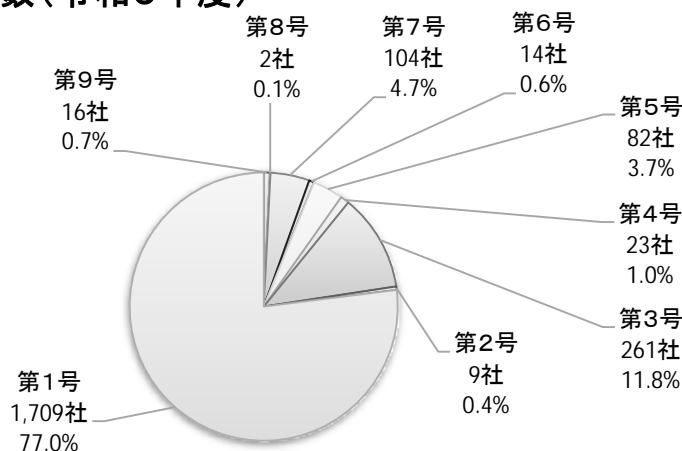
年度 区分	1	2	3	4	5
第9号	14	16	15	15	16
第8号	3	3	2	2	2
第7号	106	104	109	105	104
第6号	16	16	15	16	14
第5号	72	78	82	80	82
第4号	26	27	25	26	23
第3号	287	269	270	262	261
第2号	9	10	8	11	9
第1号	1,585	1,595	1,634	1,679	1,709
合計	2,118	2,118	2,160	2,196	2,220

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—

号数別法人数(令和5年度)



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	4 年度 (円)	5 年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	452,100	434,200	96.0
農業	452,100	434,200	96.0
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	346,915,300	376,963,100	108.7
鉱業	0	0	0.0
建設業	48,772,400	56,663,000	116.2
製造業	298,142,900	320,300,100	107.4
第3次産業	379,810,100	346,122,900	91.1
卸・小売業	148,477,100	142,573,600	96.0
宿泊・飲食業	15,394,200	11,209,600	72.8
金融・保険業	34,839,200	28,507,600	81.8
不動産業	36,170,200	26,096,400	72.1
運輸・通信業	45,794,200	46,411,000	101.3
電気・ガス・水道業	6,282,700	10,415,900	165.8
サービス業	92,852,500	80,908,800	87.1
分類不能の産業	1,792,100	1,986,700	110.9
計	728,969,600	725,506,900	99.5

3. 固定資產稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		2	3	4	5	6
個人	土地	26,245	26,430	26,579	26,721	26,920
	家屋	30,760	30,940	31,083	31,254	31,442
法人	土地	894	916	916	952	1,006
	家屋	879	842	931	960	1,006
合計	土地	27,139	27,346	27,495	27,673	27,926
	家屋	31,639	31,782	32,014	32,214	32,448

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		2	3	4	5	6
免税点以上	個人	141	138	138	147	141
	法人	794	746	781	790	815
	計	935	884	919	937	956
免税点未満	個人	243	264	273	267	276
	法人	770	884	813	835	832
	計	1,013	1,148	1,086	1,102	1,108
個人計		384	402	411	414	417
法人計		1,564	1,630	1,594	1,625	1,647
合計		1,948	2,032	2,005	2,039	2,064

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

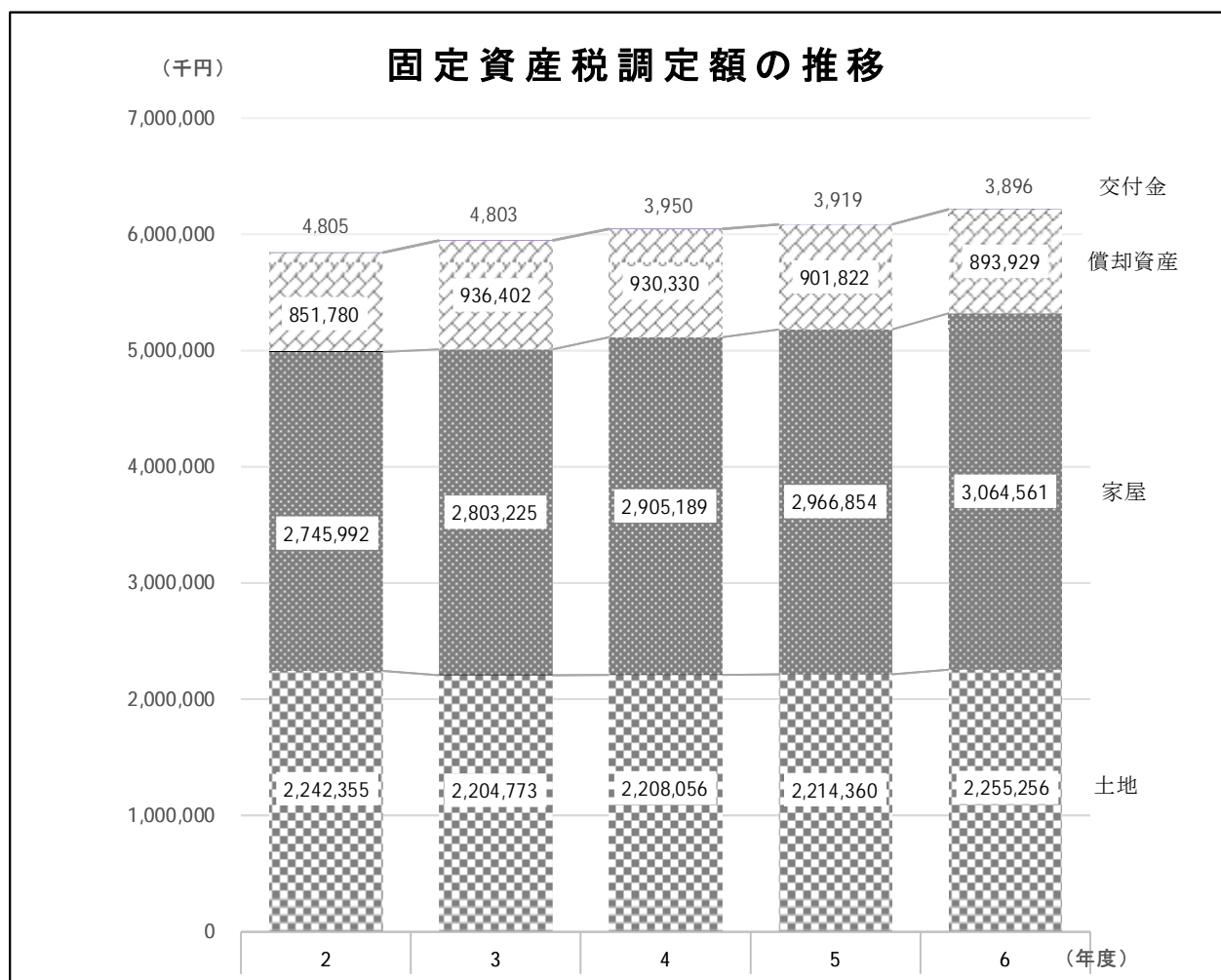
年度		2	3	4	5	6
区分						
固定資産税	土地	2,242,355	2,204,773	2,208,056	2,214,360	2,255,256
	家屋	2,745,992	2,803,225	2,905,189	2,966,854	3,064,561
	償却資産	851,780	936,402	930,330	901,822	893,929
	小計	5,840,127	5,944,400	6,043,575	6,083,036	6,213,746
交付金	4,805	4,803	3,950	3,919	3,896	
合計	5,844,932	5,949,203	6,047,525	6,086,955	6,217,642	

※「調定額」

税及び交付金収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和6年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又は 棟 数	地積又は 床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	27,926	80,708	26,500,266	477,435,091	61.96
	家 屋	32,448	35,731	5,957,499	225,707,226	29.29
	償却資産	956	-	-	65,781,852	8.54
	市評価分	943	-	-	46,265,483	6.01
	国・県配分	13	-	-	19,516,369	2.53
	小 計	61,330	-	-	768,924,169	99.79
免税点未満	土 地	2,383	3,607	1,337,209	1,010,680	0.13
	家 屋	573	683	27,932	47,119	0.01
	償却資産	1,108	-	-	513,571	0.07
	市評価分	1,107	-	-	512,989	0.07
	国・県配分	1	-	-	582	0.0001
	小 計	4,064	-	-	1,571,370	0.21
合 計		65,394	-	-	770,495,539	100.00

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、2以上の市町村にわたって所在等するものについて、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が価格等を決定し、市に配分されたもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和6年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち課税標準の特例分
市評価分	構 築 物	12,249,528	12,225,988	26,004
	機 械 及 び 装 置	25,806,413	24,562,280	637,558
	船 舶	5,315	5,315	0
	航 空 機	192	192	0
	車 両 及 び 運 搬 具	157,687	157,687	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	8,046,348	8,014,813	293
	小 計	46,265,483	44,966,275	663,855
国・県配分		19,516,369	18,873,260	0
合 計		65,781,852	63,839,535	663,855

※「課税標準の特例」

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産について、特例の適用により、固定資産税額が軽減される。

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

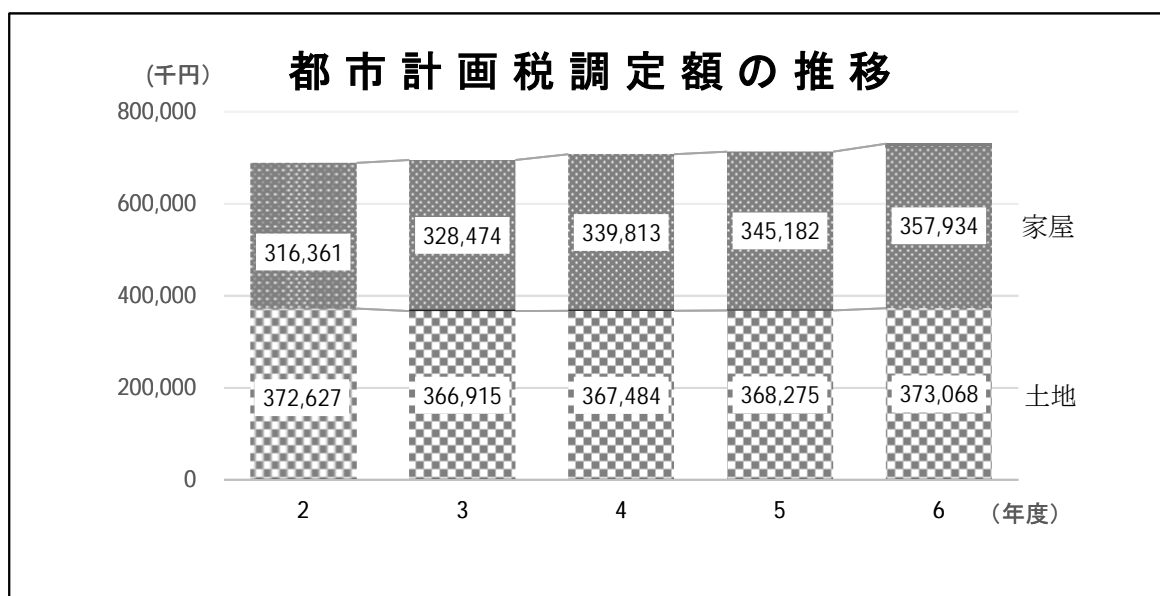
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
個人	41,462	41,750	41,942	42,057	42,267
法人	1,256	1,250	1,330	1,366	1,461
合計	42,718	43,000	43,272	43,423	43,728

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	2	3	4	5	6
土地	372,627	366,915	367,484	368,275	373,068
家屋	316,361	328,474	339,813	345,182	357,934
合計	688,988	695,389	707,297	713,457	731,002



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和6年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	20,030	29,927	7,029,000	401,069,177	69.1
家屋	23,698	22,637	4,321,491	179,453,713	30.9
合計	43,728	-	-	580,522,890	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(令和6年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田		8,314	6,684,681	974,775
畑		10,482	6,218,812	8,486,332
宅 地	住 宅 用 地	53,215	8,785,948	327,628,974
	非 住 宅 用 地	2,800	2,186,616	89,726,579
	小 計	56,015	10,972,564	417,355,553
池	沼	45	31,721	18,772
山	林	1,442	1,026,256	553,083
原	野	1,209	548,409	34,825
雑	種 地	6,791	2,347,622	51,022,008
その他(公衆用道路等)		51,716	13,189,935	423
合 計		136,014	41,020,000	478,445,771

(10) 木造家屋・種類別集計表

(令和6年5月1日現在 免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
住 宅	戸 建 形 式	23,284	2,541,505	76,740,241
	集 合 形 式	648	148,692	4,573,210
	併 用	859	108,859	1,893,999
	小 計	24,791	2,799,056	83,207,450
ホ テ ル ・ 旅 館		10	588	5,869
事 務 所 ・ 店 舗		301	28,335	696,777
劇 場 ・ 病 院		34	5,505	210,142
工 場 ・ 倉 庫		708	25,196	160,474
附 属 家		2,319	103,951	501,596
合 計		28,163	2,962,631	84,782,308

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和6年5月1日現在 免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事 務 所 ・ 店 舗	651	282,507	14,931,389
住 宅 用 建 物	4,270	1,469,366	65,572,384
病 院 ・ ホ テ ル	46	53,365	4,162,489
工 場 ・ 倉 庫	1,437	1,057,416	52,388,162
そ の 他	1,847	160,146	3,917,613
合 計	8,251	3,022,800	140,972,037

(12) 新增築分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		2	3	4	5	6
木 造	新 築	368	317	304	341	299
	増 築	4	6	2	3	5
	小 計	372	323	306	344	304
木 造 以 外	新 築	80	42	52	55	102
	増 築	0	2	1	1	3
	小 計	80	44	53	56	105
新 築 計		448	359	356	396	401
増 築 計		4	8	3	4	8
合 計		452	367	359	400	409

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分	2	3	4	5	6
木 造	295	233	239	261	229
木 造 以 外	49	44	57	95	47
合 計	344	277	296	356	276

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和6年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	674,305	187,648	2,627
埼玉県総務部	127,781	25,928	363
国土交通省 関東地方整備局	291,087	64,720	906
合計	1,093,173	278,296	3,896

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和6年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口和範	令和6年3月20日～令和9年3月19日
職務代理	本田明	平成30年3月20日～令和9年3月19日
委員	石田茂樹	令和3年3月20日～令和9年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために執行機関として設置されている委員会

4. 諸 税

(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

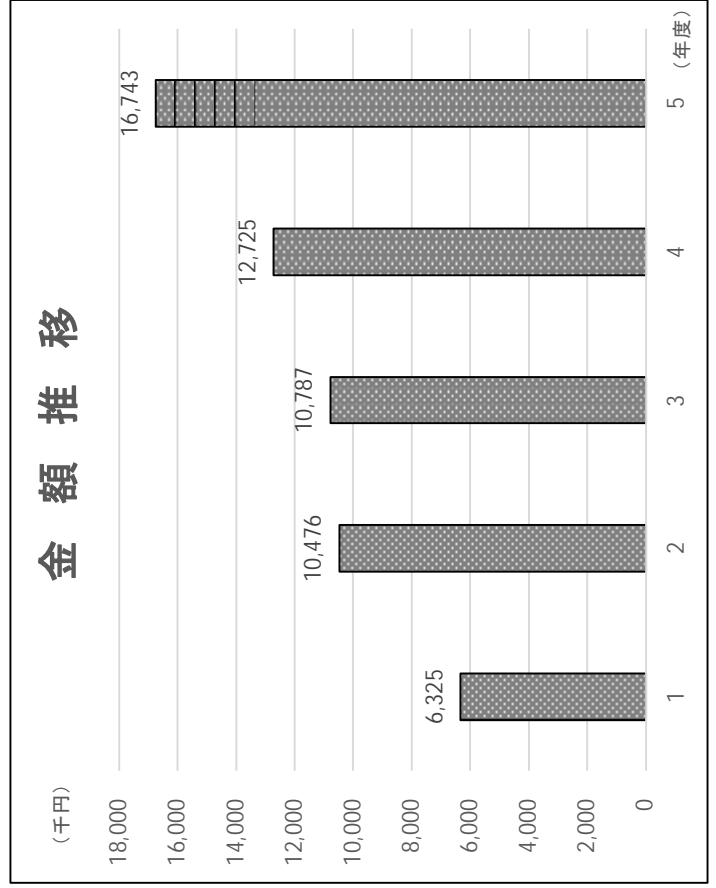
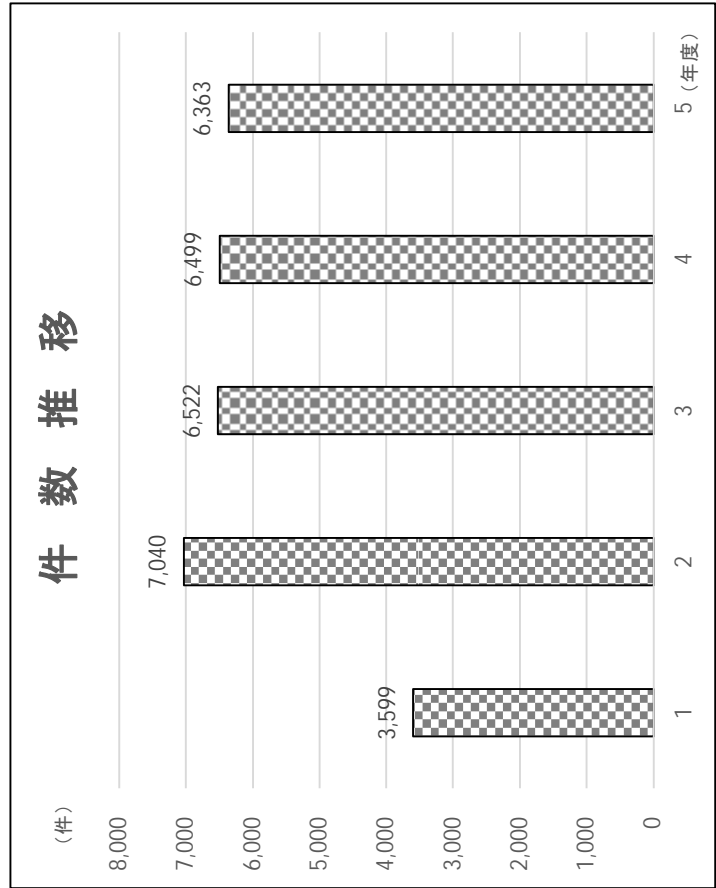
(各年度6月30日現在)

年 度	1	2	3	4	5
件 数 (件)	3,599	7,040	6,522	6,499	6,363
金 額 (千円)	6,325	10,476	10,787	12,725	16,743

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。

当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなり、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになっていきます。

この資料は、6月末に県から実績報告のあった実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、その前年度分となっています。



(2) 軽自動車税(種別割)課税客数及び調定額の推移

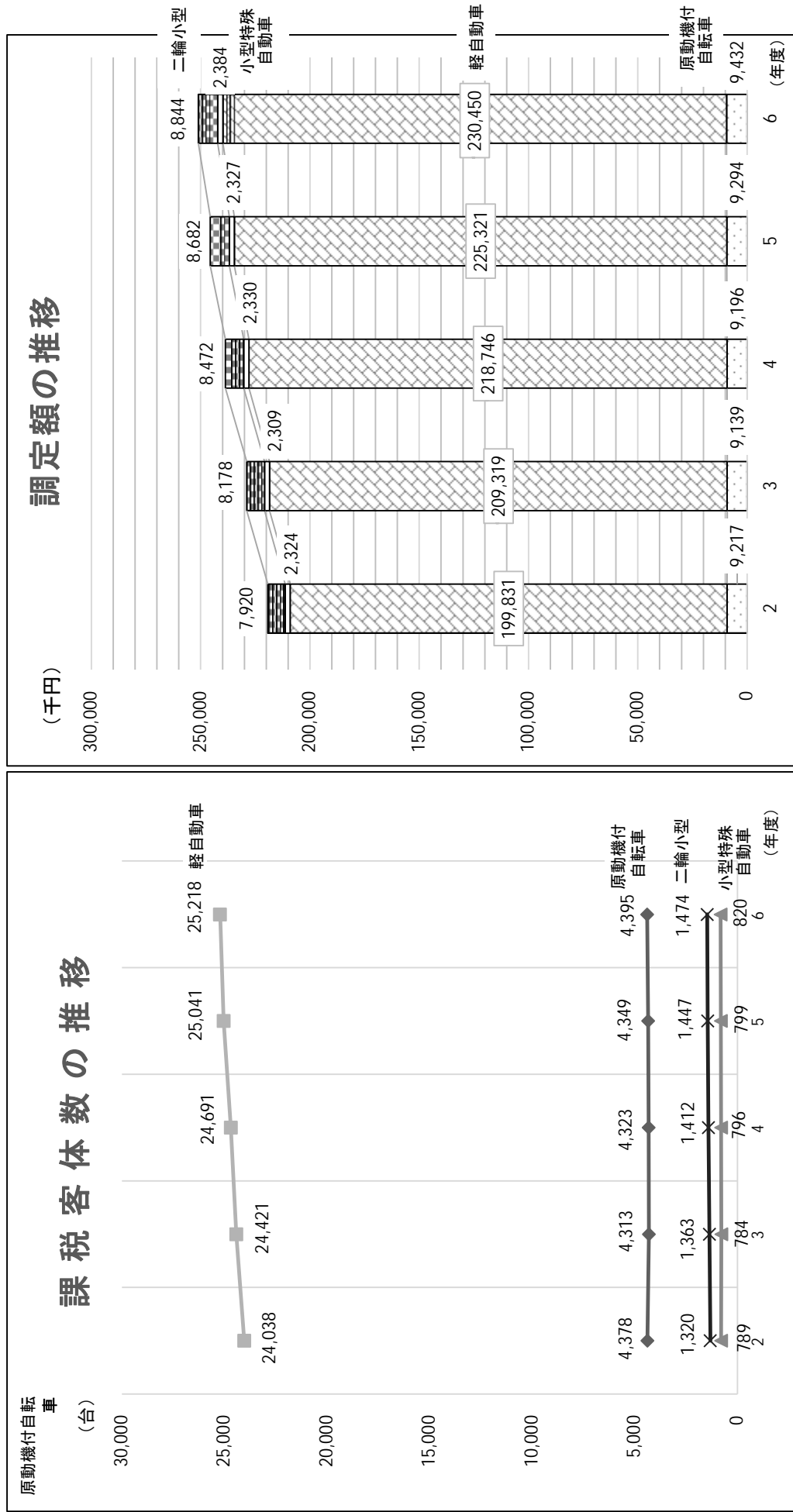
(各年度7月1日現在)

種別	年度		2		3		4		5		6			
	区分	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原 動 機 付 自 転 車	5 0 cc 以下 (特定小型を除く。)	3,140	6,280	2,997	5,994	2,929	5,858	2,854	5,708	2,790	5,580			
	特 定 小 型	-	-	-	-	-	-	-	-	13	26			
	9 0 cc 以下	261	522	257	514	267	534	275	550	279	558			
	1 2 5 cc 以下	923	2,215	990	2,376	1,051	2,523	1,137	2,729	1,223	2,935			
	ミニカ一	54	200	69	255	76	281	83	307	90	333			
	小 計	4,378	9,217	4,313	9,139	4,323	9,196	4,349	9,294	4,395	9,432			
軽 自 動 車	二輪・二輪のけん引車	1,191	4,288	1,205	4,338	1,251	4,503	1,307	4,705	1,328	4,781			
	三 輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	乗 用	乗 用	18,579	174,488	18,991	183,923	19,180	192,731	19,449	198,797	19,573	203,404		
		営 業 用	1	5	1	7	1	7	3	22	12	93		
	貨 物	自家用	4,092	20,407	4,019	20,313	4,031	20,671	4,055	20,954	4,094	21,373		
		営 業 用	175	643	205	738	228	834	227	843	211	799		
	小 計	24,038	199,831	24,421	209,319	24,691	218,746	25,041	225,321	25,218	230,450			
	小 自 動 車	666	1,598	662	1,589	676	1,622	682	1,637	701	1,682			
	特 殊 車	123	726	122	720	120	708	117	690	119	702			
	二輪の小型自動車	789	2,324	784	2,309	796	2,330	799	2,327	820	2,384			
小 計	1,320	7,920	1,363	8,178	1,412	8,472	1,447	8,682	1,474	8,844				
合 計	30,525	219,292	30,881	228,945	31,222	238,744	31,636	245,624	31,907	251,110				
前 年 比	100.2	103.4	101.2	104.4	101.1	104.3	101.3	102.9	100.9	102.2				

※ 税率については、37ページを参照

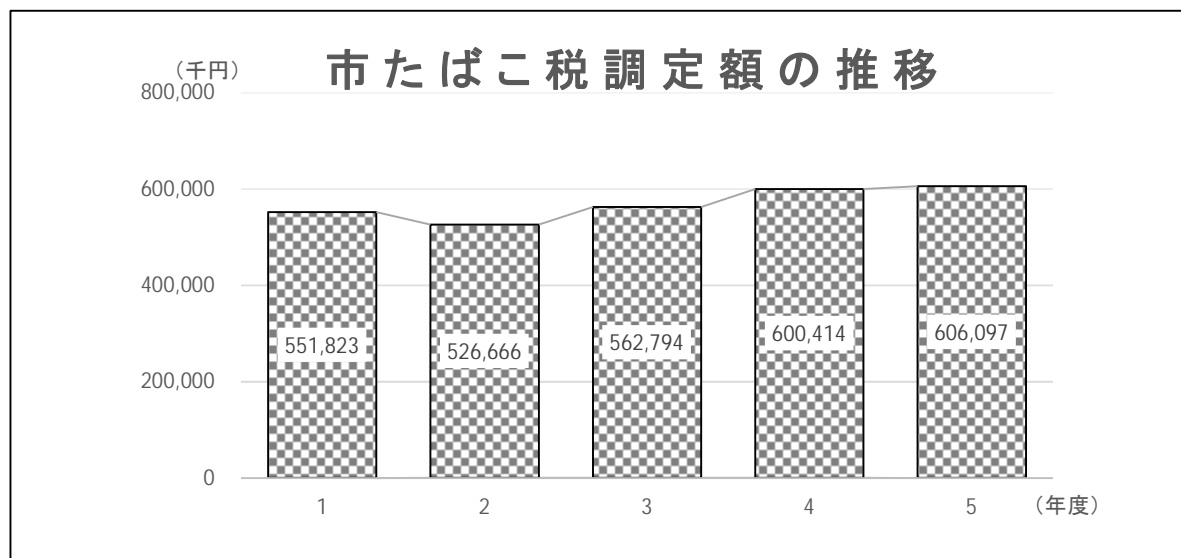
※ 特定小型は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の一部改正により、電動キックボード等について、新たに「特定小型原動機付自転車」として車両区分が設けられ、令和5年7月1日から新たな標識の交付が開始された。

(3) 軽自動車税(種別割)課税客数及び調定額の推移(グラフ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

区 分		年 度				
		1	2	3	4	5
調定額（千円）		551,823	526,666	562,794	600,414	606,097
対前年比(%)		101.7	95.4	106.9	106.7	100.9
売渡本数（千本）		97,437	89,634	89,180	91,638	92,506
旧3級品以外		95,733	89,634	89,180	91,638	92,506
旧 3 級 品		1,704				
対前年比(%)		96.9	92.0	99.5	102.8	100.9
手持品（千本）		59	5,091	5,126		
税 率	旧3級品以外	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで			3,298 円 / 1,000 本	
		平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで			4,618 円 / 1,000 本	
		平成25年 4月 1日から平成30年 9月30日まで			5,262 円 / 1,000 本	
		平成30年10月 1日から令和 2年 9月30日まで			5,692 円 / 1,000 本	
		令和 2年10月 1日から令和 3年 9月30日まで			6,122 円 / 1,000 本	
		令和 3年10月 1日から			6,552 円 / 1,000 本	
	旧3級品	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで			1,564 円 / 1,000 本	
		平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで			2,190 円 / 1,000 本	
		平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで			2,495 円 / 1,000 本	
		平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで			2,925 円 / 1,000 本	
		平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで			3,355 円 / 1,000 本	
		平成30年 4月 1日から令和元年 9月30日まで			4,000 円 / 1,000 本	
		令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外と同じ税率				



※ 「手持品課税」

税制改正により市たばこ税の税率が引き上げられた場合、税率引上げ時点で、たばこの販売業者が店舗、倉庫、居宅等で所持している製造たばこが2万本以上ある場合に、税率引上げ相当税額が課せられる。

5. 徵 收

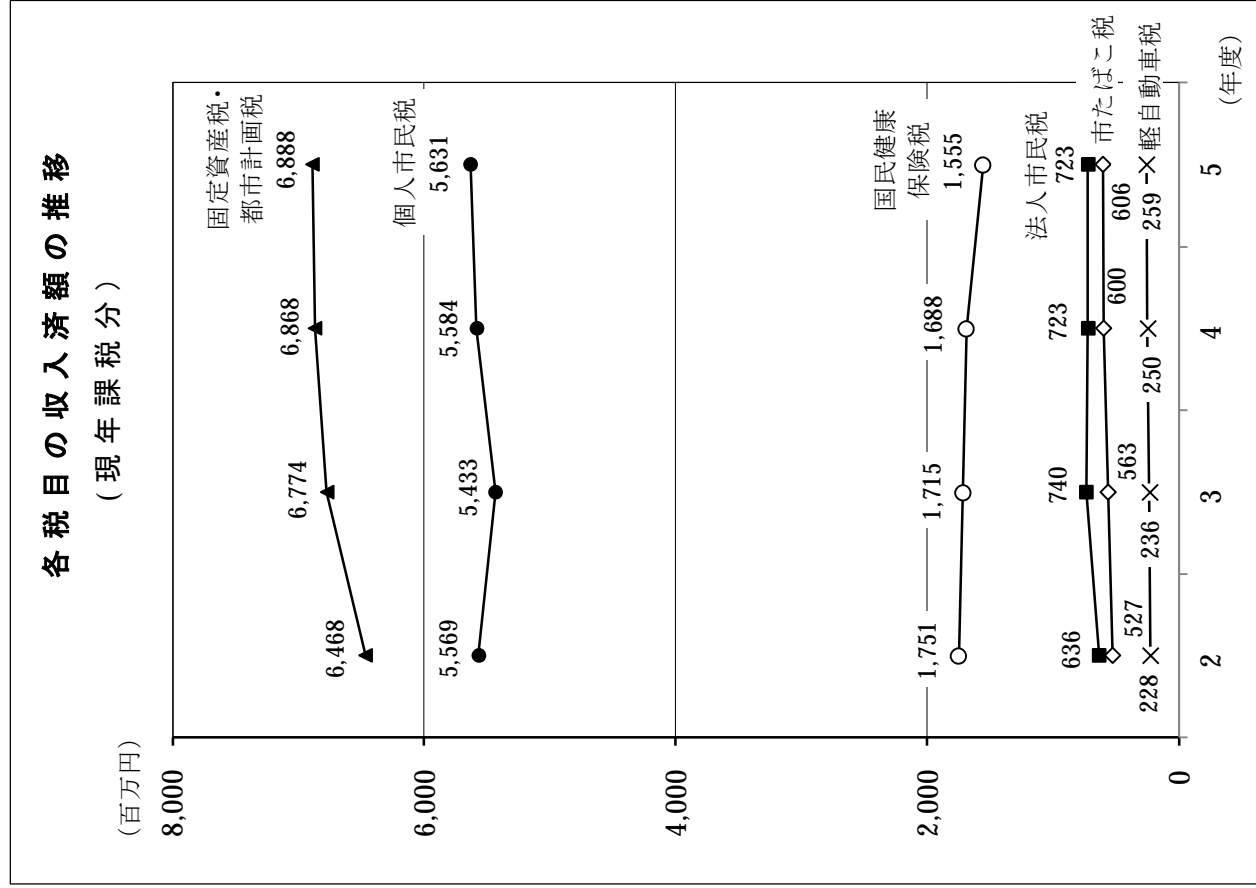
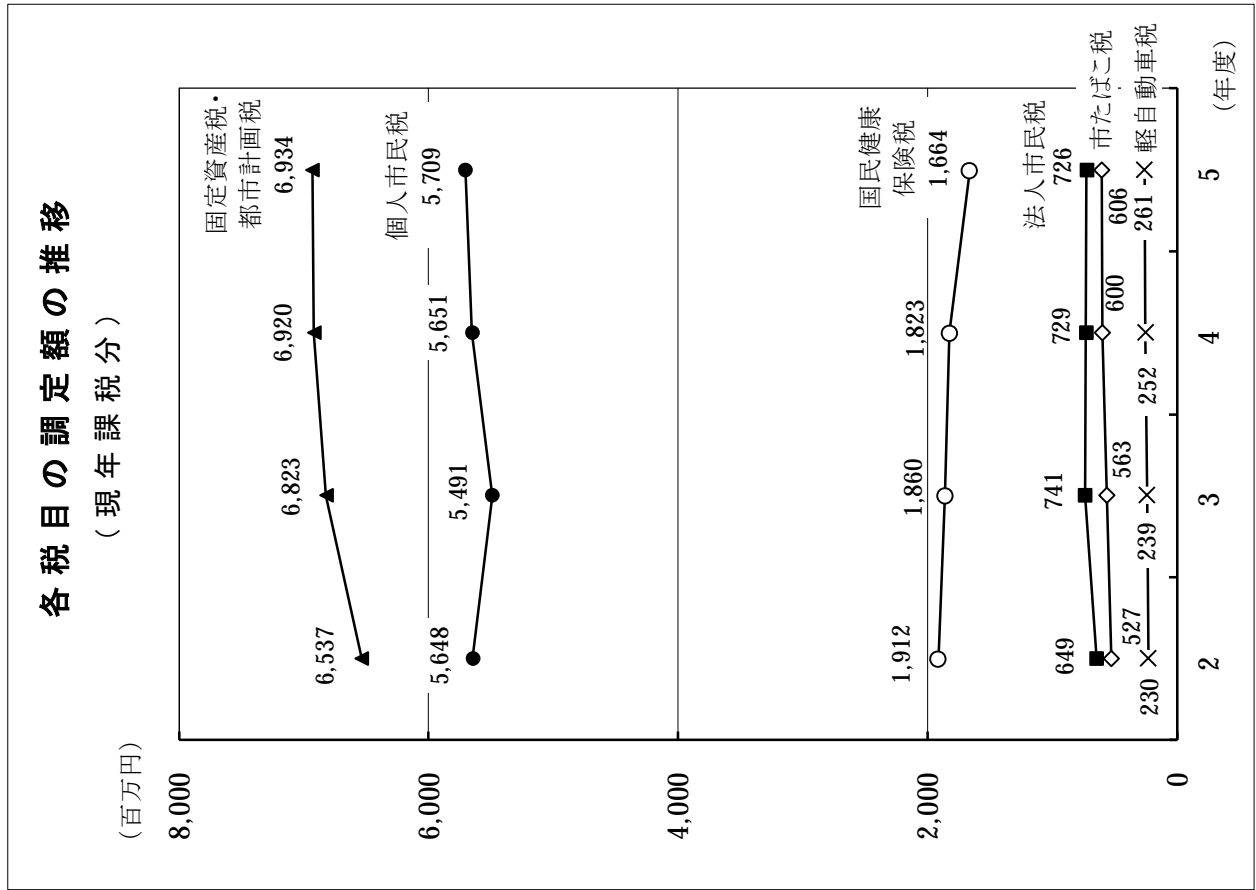
(1) 年度別市税決算額

税目	2			3			4			5				
	年度	区分	税目	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)		
市民税	個人	法人	5,647,951	5,568,829	98.6	5,491,445	5,432,931	98.9	5,650,890	5,584,311	98.8	5,708,798	5,630,954	98.6
			648,821	636,161	98.0	741,494	739,573	99.7	728,970	722,848	99.2	725,507	723,219	99.7
			6,296,772	6,204,990	98.5	6,232,939	6,172,504	99.0	6,379,860	6,307,159	98.9	6,434,305	6,354,173	98.8
固定資産税	交付金	計	5,843,991	5,783,122	99.0	6,122,056	6,078,788	99.3	6,208,121	6,161,526	99.2	6,217,117	6,176,526	99.3
			4,805	4,805	100.0	4,803	4,803	100.0	4,803	4,803	100.0	3,919	3,919	100.0
			5,848,796	5,787,927	99.0	6,126,859	6,083,591	99.3	6,212,071	6,165,476	99.2	6,221,036	6,180,445	99.3
軽自動車税	環境性能割	種別割	11,256	11,256	100.0	9,774	9,774	100.0	13,800	13,800	100.0	15,885	15,885	100.0
			219,147	216,601	98.8	228,958	226,273	98.8	238,527	235,887	98.9	245,600	243,323	99.1
			230,403	227,857	98.9	238,732	236,047	98.9	252,327	249,687	99.0	261,485	259,208	99.1
特別土地保有税	都市計画税	小計	526,666	526,666	100.0	562,794	562,794	100.0	600,414	600,414	100.0	606,097	606,097	100.0
			0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
			688,673	679,936	98.7	696,073	690,638	99.2	707,616	702,031	99.2	712,704	707,922	99.3
滞納繰越分	合計	計	13,591,310	13,427,376	98.8	13,857,397	13,745,574	99.2	14,152,288	14,024,767	99.1	14,235,627	14,107,845	99.1
			418,419	193,907	46.3	378,515	173,793	45.9	276,468	116,668	42.2	250,740	120,750	48.2
			14,009,729	13,621,283	97.2	14,235,912	13,919,367	97.8	14,428,756	14,141,435	98.0	14,486,367	14,228,595	98.2
国民健康保険税	滞納繰越分	合計	1,912,234	1,751,296	91.6	1,859,934	1,714,792	92.2	1,823,355	1,688,194	92.6	1,663,673	1,555,345	93.5
			565,290	187,888	33.2	444,394	156,316	35.2	377,001	125,408	33.3	331,424	110,379	33.3
			2,477,524	1,939,184	78.3	2,304,328	1,871,108	81.2	2,200,356	1,813,602	82.4	1,995,097	1,665,724	83.5

※ 「調定額」

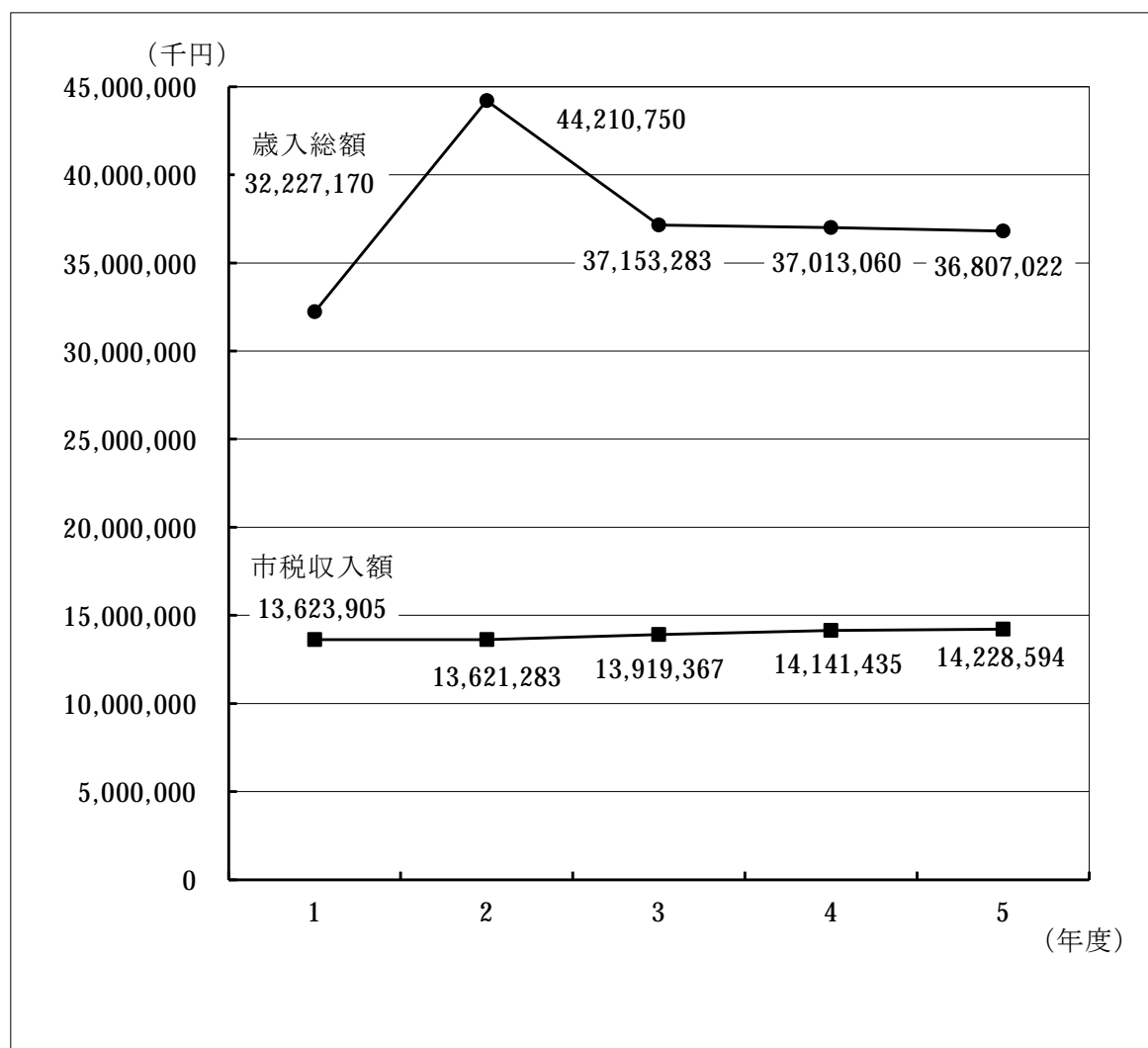
収入すべき税額として決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

年度 区分	1	2	3	4	5
歳入総額 (A) (千円)	32,227,170	44,210,750	37,153,283	37,013,060	36,807,022
市税収入額 (B) (千円)	13,623,905	13,621,283	13,919,367	14,141,435	14,228,594
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A) (%)	42.3	30.8	37.5	38.2	38.7

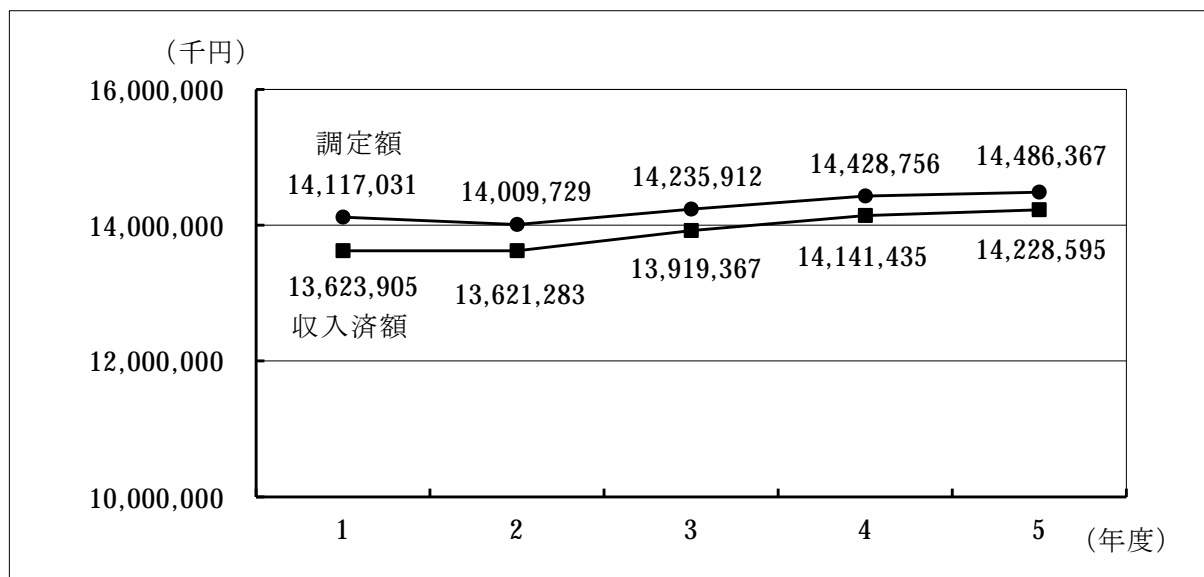


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年度		1	2	3	4	5
区分						
調定額	現年度課税分 A (千円)	13,590,616	13,591,310	13,857,397	14,152,288	14,235,627
	滞納繰越分 B (千円)	526,415	418,419	378,515	276,468	250,740
	合計 C (千円)	14,117,031	14,009,729	14,235,912	14,428,756	14,486,367
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	※ 40,682	171	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	※ 40,599	171	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,418,271	13,427,376	13,745,574	14,024,767	14,107,845
	滞納繰越分 F (千円)	205,634	193,907	173,793	116,668	120,750
	合計 G (千円)	13,623,905	13,621,283	13,919,367	14,141,435	14,228,595
不納欠損額 H (千円)		74,125	37,590	38,630	35,541	22,015
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		419,001	350,856	277,915	251,780	235,757
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.7	98.8	99.2	99.1	99.1
	滞納繰越分 (F/B) (%)	39.1	46.3	45.9	42.2	48.2
	合計 (G/C) (%)	96.5	97.2	97.8	98.0	98.2

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」

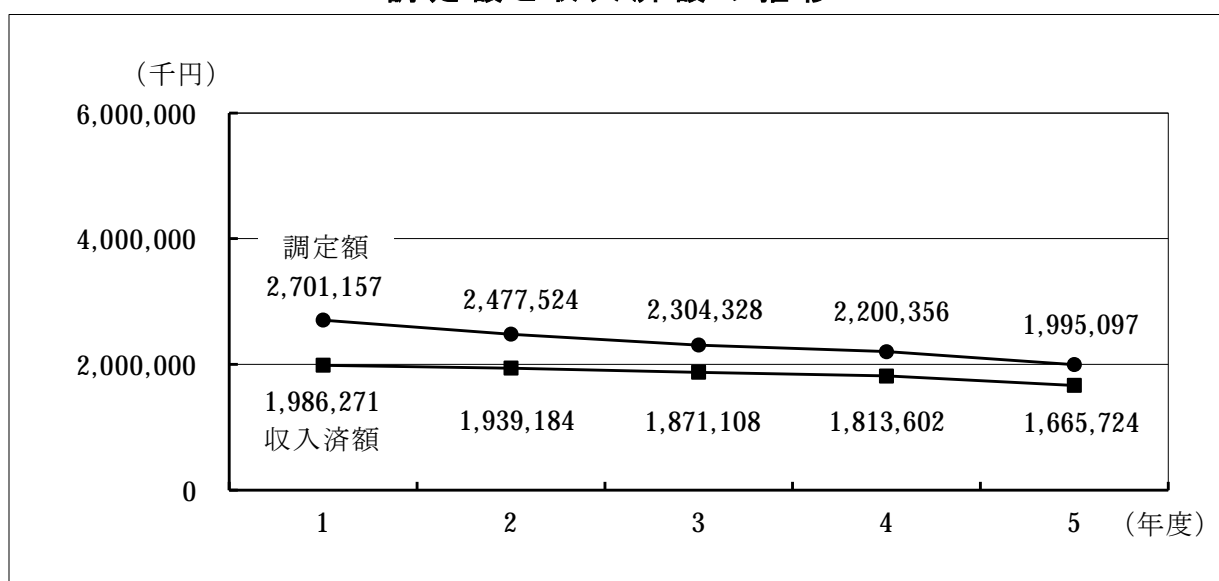
調定額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		1	2	3	4	5
調定額	現年度課税分 A (千円)	1,964,639	1,912,234	1,859,934	1,823,355	1,663,673
	滞納繰越分 B (千円)	736,518	565,290	444,394	377,001	331,424
	合 計 C (千円)	2,701,157	2,477,524	2,304,328	2,200,356	1,995,097
収入済額	現年度課税分 D (千円)	1,774,549	1,751,296	1,714,792	1,688,194	1,555,345
	滞納繰越分 E (千円)	211,722	187,888	156,316	125,408	110,379
	合 計 F (千円)	1,986,271	1,939,184	1,871,108	1,813,602	1,665,724
不納欠損額 G (千円)		141,834	69,015	51,472	53,693	36,448
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		573,052	469,325	381,748	333,061	292,925
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	90.3	91.6	92.2	92.6	93.5
	滞納繰越分 (E/B) (%)	28.7	33.2	35.2	33.3	33.3
	合 計 (F/C) (%)	73.5	78.3	81.2	82.4	83.5

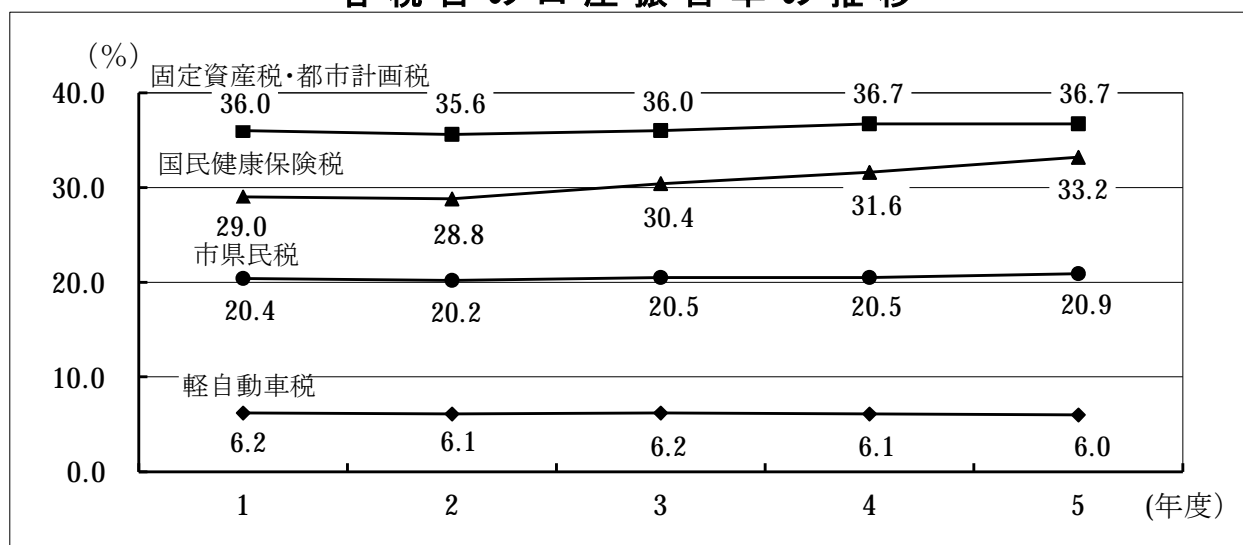
調定額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		1	2	3	4	5
納税義務者 (人)	市 県 民 税	14,188	13,210	12,557	12,625	12,715
	固定資産税・都市計画税	38,340	38,558	38,644	38,776	38,866
	軽自動車税	30,447	30,513	30,894	31,208	31,650
	国民健康保険税	13,638	12,919	12,994	12,884	12,434
	合 計	96,613	95,200	95,089	95,493	95,665
振替件数 (件)	市 県 民 税	2,897	2,665	2,570	2,593	2,661
	固定資産税・都市計画税	13,808	13,737	13,914	14,219	14,271
	軽自動車税	1,892	1,857	1,908	1,904	1,893
	国民健康保険税	3,954	3,726	3,951	4,072	4,126
	合 計	22,551	21,985	22,343	22,788	22,951
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.4	20.2	20.5	20.5	20.9
	固定資産税・都市計画税	36.0	35.6	36.0	36.7	36.7
	軽自動車税	6.2	6.1	6.2	6.1	6.0
	国民健康保険税	29.0	28.8	30.4	31.6	33.2
	合 計	23.3	23.1	23.5	23.9	24.0

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		1	2	3	4	5
市県民税	件数 (件)	20,548	19,757	18,775	18,764	17,489
	金額 (千円)	440,247	476,361	551,678	590,234	524,339
固定資産税・ 都市計画税	件数 (件)	37,020	31,241	30,522	30,873	29,069
	金額 (千円)	647,190	913,951	859,919	908,093	843,624
軽自動車税	件数 (件)	16,063	16,293	17,823	18,353	17,144
	金額 (千円)	106,352	116,203	132,947	142,309	134,467
国民健康 保険税	件数 (件)	26,751	26,457	29,095	28,419	28,070
	金額 (千円)	336,785	382,810	441,991	436,538	403,793
合計	件数 (件)	100,382	93,748	96,215	96,409	91,772
	金額 (千円)	1,530,574	1,889,325	1,986,535	2,077,174	1,906,223

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		1	2	3	4	5
動産	件数 (件)	3	5	1	0	0
	税額 (千円)	6,895	8,104	2,046	0	0
債権	件数 (件)	951	727	1,159	940	977
	税額 (千円)	277,739	289,806	277,461	201,286	230,541
不動産	件数 (件)	24	17	20	21	3
	税額 (千円)	37,355	17,442	15,487	35,104	2,010
合計	件数 (件)	978	749	1,180	961	980
	税額 (千円)	321,989	315,352	294,994	236,390	232,551

(9) 督促状発付状況

年度 区分 種別	2				3				4				5			
	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)	1	13,210	2,257	17.1	1	12,557	2,234	17.8	1	12,625	2,371	18.8	1	12,715	2,374	18.7
	2	11,869	2,496	21.0	2	11,262	2,371	21.1	2	11,340	2,272	20.0	2	11,318	2,343	20.7
	3	11,608	2,706	23.3	3	11,258	2,542	22.6	3	11,371	2,348	20.6	3	11,406	2,430	21.3
	4	12,246	2,852	23.3	4	11,862	2,497	21.1	4	11,980	2,362	19.7	4	12,005	2,620	21.8
	計	48,933	10,311	21.1	計	46,939	9,644	20.5	計	47,316	9,353	19.8	計	47,444	9,767	20.6
固定資産税・ 都市計画税	1	38,558	3,222	8.4	1	38,644	2,922	7.6	1	38,776	2,876	7.4	1	38,866	2,821	7.3
	2	37,874	3,206	8.5	2	37,984	3,460	9.1	2	38,100	3,643	9.6	2	38,198	3,034	7.9
	3	37,857	2,841	7.5	3	37,975	2,685	7.1	3	38,072	2,752	7.2	3	38,158	2,749	7.2
	4	37,858	3,050	8.1	4	37,957	2,659	7.0	4	38,092	2,697	7.1	4	38,187	2,749	7.2
	計	152,147	12,319	8.1	計	152,560	11,726	7.7	計	153,040	11,968	7.8	計	153,409	11,353	7.4
軽自動車税 国民健康 保険税	全	30,513	2,630	8.6	全	30,894	2,551	8.3	全	31,208	2,676	8.6	全	31,650	2,539	8.0
	1	12,919	3,052	23.6	1	12,994	3,034	23.3	1	12,884	2,712	21.0	1	12,434	2,493	20.0
	2	12,672	2,870	22.6	2	12,508	2,739	21.9	2	12,385	2,758	22.3	2	11,959	2,439	20.4
	3	12,381	2,824	22.8	3	12,273	2,702	22.0	3	12,170	2,633	21.6	3	11,736	2,498	21.3
	4	11,606	2,823	24.3	4	11,299	2,603	23.0	4	11,468	2,446	21.3	4	10,987	2,256	20.5
	5	11,553	2,653	23.0	5	11,262	2,405	21.4	5	11,356	2,374	20.9	5	10,973	2,245	20.5
	6	11,529	2,713	23.5	6	11,159	2,446	21.9	6	11,170	2,354	21.1	6	10,885	2,251	20.7
	7	11,519	2,703	23.5	7	11,004	2,349	21.3	7	10,932	2,204	20.2	7	10,717	2,153	20.1
	8	11,530	2,634	22.8	8	10,983	2,239	20.4	8	10,875	2,131	19.6	8	10,678	2,134	20.0
9	11,472	2,472	21.5	9	10,905	2,194	20.1	9	10,775	2,059	19.1	9	10,608	2,079	19.6	
	計	107,181	24,744	23.1	計	104,387	22,711	21.8	計	104,015	21,671	20.8	計	100,977	20,548	20.3

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和6年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)	納期限(令和6年度)																														
個人	(課税客体) ○個人の所得	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>年額 3,000 円</td> <td>年額 1,000 円</td> </tr> </table>	市民税	県民税	年額 3,000 円	年額 1,000 円	(普通徴収) 第1期 7月 1日 第3期 10月31日 第2期 9月 2日 第4期 1月31日																										
	市民税	県民税																															
年額 3,000 円	年額 1,000 円																																
	(納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>	市民税	県民税	6 %	4 %	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、原則翌月10日までに納付)																										
市民税	県民税																																
6 %	4 %																																
法人	(課税客体) ○個人の所得	<table border="1"> <tr> <td>森林環境税</td> </tr> <tr> <td>年額 1,000 円</td> </tr> </table>	森林環境税	年額 1,000 円																													
	森林環境税																																
年額 1,000 円																																	
	(納税義務者) ○国内に住所を有する個人	<p>※ 令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課される国税であり、市町村が、個人の市町村民税の均等割と併せて賦課・徴収する。</p>																															
市民税	(納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	市内従業者	税額(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50人超	120,000 円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
	法人等の区分	市内従業者	税額(年額)																														
50億円を超える法人	50人超	3,000,000 円																															
10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000 円																															
10億円を超える法人	50人以下	410,000 円																															
1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000 円																															
1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000 円																															
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000 円																															
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000 円																															
1千万円以下の法人	50人超	120,000 円																															
1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000 円																															
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> <th>令和元年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>12.1 %</td> <td>8.4 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>9.7 %</td> <td>6.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %	上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																							
法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始																															
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %																															
上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																															

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和6年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和6年度)																						
軽自動車税 (種別割)	(課税客体) ○ 原動機付自転車 ○ 軽自動車 ○ 小型特殊自動車 ○ 二輪の小型自動車 (納税義務者) ○ 上記課税客体の所有者等	三輪以上の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成27年3月31日以前に登録</th> <th>平成27年4月1日以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用 自家用</td> <td>10,800円 3,800円 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの	3,100円	3,900円	四輪以上のもの	乗用 営業用	6,900円	貨物用 営業用 自家用	10,800円 3,800円 5,000円	全期 5月 31日											
		種別	平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																					
三輪のもの	3,100円	3,900円																							
四輪以上のもの	乗用 営業用	6,900円																							
	貨物用 営業用 自家用	10,800円 3,800円 5,000円																							
原動機付自転車及び二輪車等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下のもの 0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの 0.6kWを超え 0.8kW以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの 0.8kWを超え 1kW以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもの(脚車付を含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の被けん引車(ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの 農耕作業用のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	年税額	50cc以下のもの 0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)	2,000円	50ccを超え 90cc以下のもの 0.6kWを超え 0.8kW以下のもの	2,000円	90ccを超え 125cc以下のもの 0.8kWを超え 1kW以下のもの	2,400円	ミニカー	3,700円	二輪のもの(脚車付を含む。)	3,600円	二輪の被けん引車(ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの 農耕作業用のもの	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	6,000円							
種別	年税額																								
50cc以下のもの 0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)	2,000円																								
50ccを超え 90cc以下のもの 0.6kWを超え 0.8kW以下のもの	2,000円																								
90ccを超え 125cc以下のもの 0.8kWを超え 1kW以下のもの	2,400円																								
ミニカー	3,700円																								
二輪のもの(脚車付を含む。)	3,600円																								
二輪の被けん引車(ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの 農耕作業用のもの	2,400円																								
その他のもの	5,900円																								
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	6,000円																								
		軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用 自家用</td> <td>12,900円 4,500円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	年税額	三輪のもの	4,600円	四輪以上のもの	乗用 営業用	8,200円	貨物用 営業用 自家用	12,900円 4,500円 6,000円														
種別	年税額																								
三輪のもの	4,600円																								
四輪以上のもの	乗用 営業用	8,200円																							
	貨物用 営業用 自家用	12,900円 4,500円 6,000円																							
		※ 最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けた月から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用 軽課税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例(軽課)</th> </tr> <tr> <th>令和6年度～令和8年度 (25%軽減は令和7年度まで)</th> <th>25%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用上記以外 乗用 営業用 自家用</td> <td>6,900円 10,800円 3,800円</td> <td>5,200円 — —</td> <td>1,800円 2,700円 1,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>5,000円</td> <td>—</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	標準税率	グリーン化特例(軽課)			令和6年度～令和8年度 (25%軽減は令和7年度まで)	25%軽減	75%軽減	三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用上記以外 乗用 営業用 自家用	6,900円 10,800円 3,800円	5,200円 — —	1,800円 2,700円 1,000円	貨物 自家用	5,000円	—	1,300円	
種別	標準税率	グリーン化特例(軽課)																							
		令和6年度～令和8年度 (25%軽減は令和7年度まで)	25%軽減	75%軽減																					
三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円																					
四輪以上	乗用上記以外 乗用 営業用 自家用	6,900円 10,800円 3,800円	5,200円 — —	1,800円 2,700円 1,000円																					
	貨物 自家用	5,000円	—	1,300円																					
		※ 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(25%軽減は、令和7年度まで)に新車新規登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、その種別と燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)を適用																							

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和6年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)	納期限(令和6年度)																																																		
軽自動車税 (環境性能割)	(課税客体) ○新車・中古車を問わず、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車 (納税義務者) ○上記車両の購入者(所有者等) (適用) ○令和6年1月1日から令和7年3月31日までの取得分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排出ガス基準</th> <th rowspan="2">燃費基準</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">乗用車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車 三輪以上の軽自動車</td> <td>H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減</td> <td>R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成 R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の60%達成</td> <td></td> <td>0.5%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に該当しないもの</td> <td></td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">貨物</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車 三輪以上の軽自動車</td> <td>H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減</td> <td>R4年度燃費基準の105%達成</td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R4年度燃費基準達成</td> <td>0.5%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しないもの</td> <td>R4年度燃費基準の95%達成</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center;">その他の自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減</td> <td></td> <td colspan="2">非課税</td> </tr> </tbody> </table>	排出ガス基準	燃費基準	税率		営業用	自家用	乗用車				ガソリン車 三輪以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成 R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成	非課税		R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の60%達成		0.5%	1%		上記に該当しないもの		1%	2%	貨物				ガソリン車 三輪以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準の105%達成	非課税			R4年度燃費基準達成	0.5%	1%	上記に該当しないもの	R4年度燃費基準の95%達成	1%	2%	その他の自動車					【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減		非課税		原則として、課税対象車両の購入時 ※ 当分の間、埼玉県が賦課・徴収を行い、徴収月の2か月後に市に納付される。
		排出ガス基準			燃費基準	税率																																															
営業用	自家用																																																				
乗用車																																																					
ガソリン車 三輪以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成 R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成	非課税																																																		
	R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の60%達成		0.5%	1%																																																	
	上記に該当しないもの		1%	2%																																																	
貨物																																																					
ガソリン車 三輪以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準の105%達成	非課税																																																		
		R4年度燃費基準達成	0.5%	1%																																																	
	上記に該当しないもの	R4年度燃費基準の95%達成	1%	2%																																																	
その他の自動車																																																					
	【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減		非課税																																																		
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産(納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>土地 家屋 償却資産</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.4%</td> </tr> </tbody> </table>	土地 家屋 償却資産	税率		1.4%	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月28日																																														
土地 家屋 償却資産	税率																																																				
	1.4%																																																				
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋(納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>土地 家屋</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table>	土地 家屋	税率		0.2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	免税点		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																						
土地 家屋	税率																																																				
	0.2%																																																				
免税点																																																					
土地	300,000円																																																				
家屋	200,000円																																																				
償却資産	1,500,000円																																																				

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和6年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和6年度)																																																						
市たばこ税	<p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者 	<p>6,552円/1,000本 (参考)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>平成25年4月1日から</td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日から</td> <td>5,692 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日から</td> <td>6,122 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日から</td> <td>6,552 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から</td> <td>2,925 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>3,355 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から</td> <td>4,000 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外と同じ税率</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">国民健康保険税</td> <td rowspan="4"> <p>(課税客体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 <p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主 </td> <td> <table border="1"> <tr> <th>医療保険分</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>650,000 円</td> </tr> <tr> <th>後期高齢者支援分</th> <td></td> <td>4,500 円</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <th>介護納付金分</th> <td></td> <td>10,000 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> </table> </td> <td> <p>毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>9月2日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月2日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1月31日</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>3月31日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本	平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本	令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本	令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本	令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外と同じ税率		国民健康保険税	<p>(課税客体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 <p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主 	<table border="1"> <tr> <th>医療保険分</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>650,000 円</td> </tr> <tr> <th>後期高齢者支援分</th> <td></td> <td>4,500 円</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <th>介護納付金分</th> <td></td> <td>10,000 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> </table>	医療保険分	所得割	均等割	年間限度額		7.8%	24,500 円	650,000 円	後期高齢者支援分		4,500 円	220,000 円	介護納付金分		10,000 円	170,000 円	<p>毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>9月2日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月2日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1月31日</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>3月31日</td> </tr> </table>	第1期	7月31日	第2期	9月2日	第3期	9月30日	第4期	10月31日	第5期	12月2日	第6期	12月25日	第7期	1月31日	第8期	2月28日	第9期	3月31日
旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本																																																							
	平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																																																							
	令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本																																																							
	令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本																																																							
	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																																																							
	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																																																							
	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																																																							
	令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外と同じ税率																																																								
国民健康保険税	<p>(課税客体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 <p>(納税義務者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主 	<table border="1"> <tr> <th>医療保険分</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>650,000 円</td> </tr> <tr> <th>後期高齢者支援分</th> <td></td> <td>4,500 円</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <th>介護納付金分</th> <td></td> <td>10,000 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> </table>	医療保険分	所得割	均等割	年間限度額		7.8%	24,500 円	650,000 円	後期高齢者支援分		4,500 円	220,000 円	介護納付金分		10,000 円	170,000 円	<p>毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付</p> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>9月2日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月2日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1月31日</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>2月28日</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>3月31日</td> </tr> </table>	第1期	7月31日	第2期	9月2日	第3期	9月30日	第4期	10月31日	第5期	12月2日	第6期	12月25日	第7期	1月31日	第8期	2月28日	第9期	3月31日																				
		医療保険分	所得割	均等割	年間限度額																																																				
			7.8%	24,500 円	650,000 円																																																				
		後期高齢者支援分		4,500 円	220,000 円																																																				
介護納付金分		10,000 円	170,000 円																																																						
第1期	7月31日																																																								
第2期	9月2日																																																								
第3期	9月30日																																																								
第4期	10月31日																																																								
第5期	12月2日																																																								
第6期	12月25日																																																								
第7期	1月31日																																																								
第8期	2月28日																																																								
第9期	3月31日																																																								